

令和7年 2月 3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	北落 ( 北落 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 1月 29日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個別農家は、所有66戸に対して高齢化が進み14戸が水稻を耕作している。集落営農法人には、地域の農地の約68%が集積されている。  
今後は、集落営農法人の安定した次世代への経営の継承と就労者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農法人では、稲、麦、大豆およびブロックローテーションによる農地を利用し、花卉・野菜などを栽培している。しかし、農作業従事者の高齢化に加え、後継者の不足により農業従事者が確保できなくなる事が予測される。また、専門的な新たな就農者による地域農業、農村を引継げる状況を確立しておくことが大切である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として北落における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を北落地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当集落へ参入の大規模農家、(株)澤農園および(農)在士和rk21の他、近隣集落の個人農家との連携を進めて、効率的な作業環境を継続して行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地については、目標地図に基づいて農地中間管理機構へ賃借する。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和3年から農用地の大区画には取り組んでいるところで、白地等の未整備田については、今後土地所有者の意向を踏まえ基盤の整備も含めて有効な活用を検討することとし、実態を踏まえた有効活用については、行政による政策面を期待したい。 基盤整備から30年余りが経過しており、用水路や農道について、見回り早期の修繕や補修を行っている。一方、農業者での負担範囲を超える様な規模の大きな修繕などは、土地改良区等からの財政面支援が必要となる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の希望があった場合、地域の農業や集落を守って行けるよう連携・協議することが大切である。そのためには、新規就農が円滑にできる農業政策面の支援が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除(水稻・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	
【選択した上記の取組方針】									
②区内の企業で製造されたバイオ炭を水稻作付け圃場に散布するとともに、化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。									
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 農地維持・資源向上実施									